

洞爺湖町議会平成26年12月会議

議事日程(第3号)

平成26年12月18日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 報告第 6号 専決処分の報告について
(平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第 3 議案第50号 洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第51号 洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第52号 洞爺湖町保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例の制定について
議案第53号 洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第54号 洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第55号 洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
議案第56号 洞爺湖町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第57号 洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第58号 洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第59号 洞爺湖町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第60号 西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部変更について
議案第61号 西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部変更について
- 日程第 9 議案第62号 指定管理者の指定について(洞爺湖町営バス)
議案第63号 指定管理者の指定について(洞爺湖町歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場)
議案第64号 指定管理者の指定について(洞爺湖森林博物館)
議案第65号 指定管理者の指定について(洞爺水辺の里財田キャンプ場)
議案第66号 指定管理者の指定について(洞爺いこいの家)
- 日程第 10 議案第67号 工事委託協定の変更について
(洞爺湖町公共下水道根幹的施設の建設工事(虻田下水終末処理

場改築更新工事))

- 日程第 1 1 議案第 6 8 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 9 号)
- 日程第 1 2 議案第 6 9 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 3 議案第 7 0 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 1 4 議案第 7 1 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 5 議案第 7 2 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 6 議案第 7 3 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 7 議案第 7 4 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

本日の会議に付した事件

日程第 1 ~ 日程第 1 7 まで議事日程に同じ

出席議員 (1 4 名)

1 番	宮 田 敏 夫 君	2 番	小 松 晃 君
3 番	松 井 保 明 君	4 番	立 野 広 志 君
5 番	板 垣 正 人 君	6 番	佐々木 良 一 君
7 番	篠 原 功 君	8 番	岡 崎 訓 君
9 番	下 道 英 明 君	1 0 番	越 前 谷 邦 夫 君
1 1 番	沼 田 松 夫 君	1 2 番	大 西 智 君
1 3 番	七 戸 輝 彦 君	1 4 番	千 葉 薫 君

欠席議員 (0 名)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	真 屋 敏 春 君	副町長兼 洞爺総合 支 所 長	八 木 橋 隆 君
総務部長 兼 住民 課 長	遠 藤 秀 男 君	経済部長 兼 建設 課 長	森 寿 浩 君

会計管理 者兼会計 課長	庄	子	俊	悦	君	洞爺総合 支所副 支所長	大	西	康	典	君
総務課長	毛	利	敏	夫	君	企画防災 課長	鈴	木	清	隆	君
税務財政 課長	伊	藤	里	志	君	健康福祉 課長	皆	見		亨	君
健康福祉 センター長	山	本		隆	君	観光振興 課長兼 洞爺湖温 泉支所長	澤	登	勝	義	君
火 山 科学館長	木	村		修	君	産業振興 課長	佐	藤	孝	之	君
環境課長	室	田	米	男	君	上下水道 課長	八	反	田	稔	君
シオパーク 推進課長	武	川	正	人	君	庶務課長	藤	川	栄	治	君
農業振興 課長	杉	上	繁	雄	君	教育長	綱	嶋		勉	君
管理課長 兼学校給 食センター長	天	野	英	樹	君	社会教育 課長	永	井	宗	雄	君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐	藤	久	志	庶務係	猪	股	幸	子
議事係	平	間	義	陸					

◎開議の宣告

○議長（千葉 薫君） おはようございます。

現在の出席議員数は、14名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（千葉 薫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、13番、七戸議員、1番、宮田議員を指名いたします。

ここで審議に入る前に、私のほうから報告をさせていただきます。

昨日で終了いたしました一般質問の中で、不適切な発言があったことについて、議会運営で協議をいたしました。その結果について、私のほうからご報告を申し上げます。

1点目ではありますが、立野議員から要請のあった松井議員の一般質問での不適切な発言の取り消しと謝罪についてであります。

松井議員の一般質問における発言の中で、町に対する質問として大きくかけ離れ、不適切で他人を中傷するものでありますので、松井議員においては、本議会にて謝罪と発言の取り消しをすることを求めたものであります。

2点目ではありますが、沼田議員の一般質問における発言の中で、不適切な発言がありましたので、発言の取り消しと注意をいたしました。

ここで松井議員から、発言の申し出がありますので、これを許します。

3番、松井議員。

○3番（松井保明君） おはようございます。

私の一般質問のことで、大変議会の中で議事進行上、大きくいろいろとご迷惑かけました。その中の一つとして、ただいま議長が指摘されたように、一般質問の中身が逸脱していたというご指摘でございます。

顧みますと、一般質問というのは理事者に対して質疑し、また質問する。したがって、意見を述べたり、ただ単なる自分の思いで語るという場所でない。これは十分、百も承知でございましたが、何となく私も議会のいろいろな議事録をめぐって、その辺を正確に伝えたいという思いから発言がそういうふうに展開されて、一般質問としてなじまない内容になったと、そう顧みております。

2番目には、そういうことによって、それを聞いた当事者、固有名詞は言っておりませんでしたけれども、どうしても質問の中身からいくと、当然、誰であるか、発言者は誰かということに絞られてくることから、これはおのずとわかるわけございまして、そういう点からいくと、当然、聞いている本人も相当心痛めたものと思います。

したがいまして、まず一つは、議長におかれましては、私の一般質問にふさわしくない点を取り消してもらいたい、そして削除してもらいたいと思います。二つ目には、当日、議会に傍聴されていた方々、それから議会に同席されておりました議員各位、また、このためいろいろご心配してくれました議員運営委員会の方々、もう一つ加えるならば、答弁をされる理事者の方々、町長を初めとして各課の担当の課長さんたち、そして事務局も含めまして大変いろいろとご迷惑かけたこと、深くおわび申し上げたいと思います。

私も、あと議会の任期もわずかな歳月でございます。今回のことを十分反省しながら、残れた任期を十分に議員として恥ずかしくない議会活動をしてまいりたいと思います。

以上をもって、私からの弁明といたします。

○議長（千葉 薫君） 松井議員の一般質問で、不適切な発言があった部分については、会議から削除を私のほうでいたします。（「議長」と発言する者あり）

それは何のですか、立野議員、立って、挙手をお願いします。

4番、立野議員。

○4番（立野広志君） 先ほども議長が松井議員に対して、議運の会議を開いて申し入れたという話の中には、当然、当事者に対する謝罪というのがあっていいはずなのですよ、それ言っていますよね。ところが、今の松井議員の発言を聞いていますと、当事者に対する謝罪がない。その周辺、つまり傍聴者であったり、あるいは事務局であったり、職員であったり、当事者に対してどういうでは謝罪をしているかと、全然その謝罪が伝わってきません。こういうことではちょっとおかしくありませんか、議長が申し入れた話とは、その辺をもう一度確認していただきたいと思います。

謝罪する気がないなら、ないと言ってくださいよ。私、その辺はつきりさせますから。

○議長（千葉 薫君） わかりました。お座りください。

松井議員、今の立野議員に対しての話は、お答えする環境ありますか。もう今の発言でよろしいですか。（発言する者あり）それでは、松井議員の発言は終わりたいと思います。

11番、沼田議員。

○11番（沼田松夫君） 私の件でございますけれども、立野さん、終わったの、終わったのだよね。（発言する者あり）

○議長（千葉 薫君） 松井議員の発言は、松井議員の個人の発言で、ここで正式にした内容ではあります。それ以上のものを私から要求しても、それ以上の発言は出ないということですので、これで打ち切りたいと思います。

では、暫時休憩します。

（午前10時06分）

○議長（千葉 薫君） それでは、再開をいたします。

（午前10時13分）

○議長（千葉 薫君） 日程に入る前に、今、私のほうから報告させていただいた件につきま

して、松井議員よりお話があったということでございます。この後、沼田議員が挙手をしておりますけれども、申し出が事前になかったということで、この場これで終わりたいと思います。

それでは、日程に入ります。

◎報告第6号の上程、報告、質疑

○議長（千葉 薫君） 本日の日程第2、報告第6号であります。専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） 報告第6号専決処分の報告についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、議会において規定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので報告するものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。

専決処分書。

平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）については、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

処分日は、平成26年11月25日付でございます。

平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ652万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億8,624万3,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

3ページでございます。

14款国庫支出金、3項委託金、1目総務費国庫委託金でございます。652万9,000円の増額でございます。衆議院議員総選挙委託金の計上でございます。

次のページ、歳出でございます。

2款総務費、4項選挙費、3目衆議院選挙費でございます。652万9,000円の増額でございます。1節報酬から18節備品購入費まで、衆議院議員総選挙に係る執行経費の計上でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 説明を終わります。

これから、質疑行います。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第6号専決処分の報告についての報告を終わります。

◎議案第50号から議案第53号まで上程、一括説明、質疑、討論、採決

○議長（千葉 薫君） 日程第3、議案第50号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから議案第53号洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） 議案第50号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから議案第53号洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまでの条例制定の趣旨について、一括してご説明を申し上げます。

平成24年8月に成立した子ども・子育て支援の新たな仕組みに関する三つの法律、いわゆる子育て関連3法では、認定こども園制度の改善、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である施設型給付及び小規模保育、家庭的保育等への給付である地域型保育給付の創設、もう一つは地域子育て支援拠点の数や、一時預かり放課後児童クラブの受け入れ数をふやすなど、市町村が行う事業を地域子ども・子育て支援事業として拡充するとともに、財政支援を強化して育児不安の解消を図るとしております。

そして市町村の役割といたしましては、施設型給付や地域型保育給付の対象となることを希望する教育保育施設や事業者について、施設事業者の申請に基づいて各施設事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費を支払うこととなります。今回、新制度の実施に係る国の基準、内閣府令等が定められたことから、この基準を踏まえ、条例を制定するものでございます。

なお、各条例の規定は、国が定める従うべき基準、参酌すべき基準に基づくものとされており、国と異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、国が定める基準のとおり定めるものでございます。

それでは初めに、議案第50号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例でございます。

この条例は、第1章から第3章まで全52条で構成されておりまして、いわゆる認定こども園、幼稚園、保育所などの特定教育・保育施設及び小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育などの特定地域型保育事業者の運営に関する基準を定めるものでございます。

議案の6ページから8ページまでの第3条までの第1章総則でございますが、ここでは条例の趣旨、用語の定義及び一般原則を規定しております。

次に、議案の8ページ後段から20ページまでの第2章特定教育・保育施設の運営に関する基準でございますが、第1節では利用定員に関する基準、9ページ中段からの第2節では運

営に関する基準を、20ページからの第3節では特例施設型給付費に関する基準をそれぞれ定めるものでございます。

次に、21ページ中段から28ページまでの第3章の特定地域型保育事業者の運営に関する基準でございますが、第1節では利用定員に関する基準を、22ページからの第2節では運営に関する基準を、27ページからの第3節では特例施設型保育給付費に関する基準をそれぞれ定めるものでございます。

次に、28ページ、後段の附則でございます。

第1条、施行期日でございますが、この条例は、法の施行の日から施行するものでございます。

次に、附則第2条の特定保育所、私立の保育所でございますが、に関する特例から30ページの附則第5条の連携施設に関する経過措置まででございますが、条例の施行に際し、必要な特例経過措置について、それぞれ定めるものでございます。

次に、31ページ、議案第51号洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

この条例は、第1章から第5章まで全48条で構成されておりまして、家庭的保育事業等の4類型、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育について、その設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

まず、議案の31ページの第1条から37ページの21条までの第1章総則でございます。

ここでは、条例の趣旨、最低基準の目的及び向上、家庭的保育事業者等の一般原則を定めるとともに、32ページの下段の第6条保育所等の連携から37ページの第21条苦情への対応まで、家庭的保育事業者等の責務など、その運営に関する基準をそれぞれ定めるものでございます。

次に、38ページの第22条から39ページの第26条までの第2章家庭的保育事業でございます。ここでは、その設備の基準、職員、保育時間、保育の内容及び保護者との連絡など、家庭的保育事業に関する基準をそれぞれ定めるものでございます。

次に、39ページの第27条から44ページの第36条までの第3章小規模保育事業でございます。第1節の通則では小規模保育事業の区分を、第2節では小規模保育事業A型を、43ページの第3節では小規模保育事業B型を、43ページ下段の第4節では小規模保育事業C型について、それぞれその設備基準、職員、保育時間及び保育の内容などに関する基準を定めるものでございます。

次に、45ページの第4章居宅訪問型保育事業でございます。ここでは、事業者が提供する保育サービス、設備備品及び職員に関する基準、連携施設の確保などについて、それぞれ定めるものでございます。

次に、議案の46ページの第42条から50ページの第48条までの第5章事業所内保育事業では、利用定員の設定、設備の基準、職員、連携施設に関する特例、小規模型事業所内保育事業の職員などに関する基準をそれぞれ定めるものでございます。

次に、51ページ、附則でございます。

第1条の施行でございますが、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育などの総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律（平成24年法律第67号）の整備等に関する法律の施行の日から施行するものでございます。

次に、附則第2条の食事の提供に関する経過措置から、52ページ、第5条の利用定員に関する経過措置でございますが、条例の施行に際し、必要な経過措置についてそれぞれ定めるものでございます。

次に、53ページ、議案第52号洞爺湖町保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例でございますが、子ども・子育て新支援制度では、保護者の申請を受けた町が客観的事由に基づきまして、保育の必要性を認定した上で給付する仕組みとなっておりますことから、子ども・子育て支援法及び施行令に基づきまして、保育の必要性の認定等に関する基準を条例で定めるものでございます。

第1条では条例の趣旨を、第2条では保育の必要性の基準を規定してございますが、第2条第1号に定める保護者の労働時間については、1カ月において48時間から64時間の範囲内において、市町村が定めることとされておりますが、多様な労働形態が存在する当町におきましては、多様な家庭の子育てを支援するため、法律で定める下限の48時間と規定するものでございます。

次に、第2条第2号から第10号までの規定、54ページの第3条の保育必要量の区分及び第4条の優先保育の基準につきましては、国の基準どおり定めるものでございます。

最後に、55ページの第5条の委任でございますが、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるとするものでございます。

次に、附則でございます。

施行期日でございますが、この条例は、法の施行の日から施行するものでございます。

次に、第2項でございますが、保護者が児童を保育することができない場合における保育を行う実施基準を定めております洞爺湖町保育の実施に関する条例（平成18年条例第93号）は、本条例の制定に伴い廃止をするものでございます。

次に、第3項の経過措置でございますが、この条例は、施行日以後に保育を受ける小学校就学前の子供の支給認定について適用するものでございます。

次に、56ページ、議案第53号洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

第1条から61ページの第17条まででございますが、条例の趣旨、最低基準の目的及び向上、放課後児童健全育成事業者の一般原則、非常災害対策、職員の一般的要件、職員の知識及び技能の向上等、設備の基準、放課後児童支援員の配置や資格など職員についての基準、差別的取り扱いの禁止、虐待の禁止、衛生管理、運営規程や帳簿の整備、秘密保持や苦情への対応などを定めるものでございます。また、61ページの第18条から第21条までは、開所時間及

び日数、保護者との連絡、事故発生時の対応など、事業者の責務について定めるものでございます。

次に、62ページの附則でございます。

第1条の施行期日でございますが、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行するものでございます。

次に、附則第2条でございますが、本条例の制定に伴い、洞爺湖町放課後児童クラブ条例を廃止するものでございます。

最後に、附則第3条でございますが、条例第10条第3項において、放課後児童支援員の都道府県知事が行う研修を「修了したもの」とある規定については、この条例の施行の日から平成32年3月31日まで修了することを予定しているものを含むとする経過措置でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから、一括して質疑を行います。

質疑ありますか。

4番、立野議員。

○4番（立野広志君） 一括しての質疑ということですので、議案第50号から53号までにかけて、それぞれ中身について質疑したいと思うのですが、まず最初に、9月の議会の際に、私、この条例提案の問題で質疑をさせていただいた際、町長自身も非常に危惧されているそういった発言があったわけですが、そういう中で児童福祉法24条1項に基づいて、当町としては保育事業を今後も引き続き行っていくと、これを当面、推し進めていかなければならない、そういう責任を持って、運営をしていかなければならないというふうに答えられたわけですね。ということは、つまりこれまでの保育、町が行っている保育事業を踏襲すると、今後も踏襲するということで、新たにこういった条例を制定しても保育の内容そのものを、これまでの基準を下回るような状況にはしないということを言っているのかどうか、そのことをまず第一に確認したいと思います。

○議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） ただいまのご質問でございますけれども、前回の9月の議会において町長が答弁したとおりでございますが、今回、新しく法を制定してまず基準を定めるということで、国の基準に沿ってこの条例を今ご提案申し上げますが、現在、町で設置してございます常設の保育所については、新制度に移行するものではございませんので、引き続き町が責任を持って、町内の子供たちの保育を実施していくということで考えているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 4番、立野議員。

○4番（立野広志君） 町が実施している保育については、今後も引き続きこれまでの基準ど

おりに行っていくということですが、ここで出されている例えば地域型保育事業の認可基準などを見ますと、事細かに例えば小規模保育事業のA型は、これは全員保育士でなければならないとか、あるいは小規模保育事業B型は半分以上が保育士である必要があるとか、小規模保育事業C型は家庭的保育者、あるいは保育補助者、事業所内保育は利用定員20人以上は全て保育士だけだけれども、19人以下は半数以上保育士でなければならないとかということになりますと、つまり今、町が行っている保育所の保育士の配置基準とは、また大分それよりもいわば基準が下がるような形で示されているということになるわけですね。保育を担う施設によって、職員の資格や配置、あるいは面積などの基準が異なるということになれば、保育環境とか条件に格差が生まれて、現行の保育所の最低基準をできるだけ各施設にも、現在、町が行っている施設基準に生かせるようにすべきではないのかなというふうに思うのですけれども、そういった手だて、こういったことについては行われてなかったのでしょうか。

○議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） 今、ご提案申し上げます家庭的保育事業の言われたような小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型の保育事業というのは、現在、町内にございません。事業所の保育事業につきましては、2事業所でやっておりますが、これにつきましてはあくまでも事業所の意思に基づいて、従業員の方々のお子様の保育をすることですので、それは町が直接実施している町の常設保育所とは違いますので、それはそれぞれ事業者の意思に基づいてやるということですので、これらにつきましては先ほど副町長が冒頭に申し上げた、国の定める基準に沿ってやりなさいということですので、それは法に沿って従うということが当然のことですので、それにつきましてはその基準に基づいて、もし実施したいというところが出てきた場合においては、その基準に基づいて進めるということは、当然のことだろうというふうに考えてございます。

○議長（千葉 薫君） 4番、立野議員。

○4番（立野広志君） それから、もう1点だけお聞きしたいのですが、議案の51号の中で、国が保育ニーズに応える立場で1カ月に何時間以上就労しないと保育所に預けられないと、こういう規定があるわけですが、これ国のほうでは64時間以上というふうに、たしか明記しているかなと思うのですが、当町においては、それをむしろ改善した形で48時間以上というふうにしているのは、ここの部分は全く国の規定ではなくて、むしろ内容的にはもっと幅広い対象となるようにしているというふうに理解していいのでしょうか。

○議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） これにつきましても、副町長がご説明したとおり、ここにつきましては48時間以上64時間以内で定めなさいということですので、最低基準のところでは定めないと、例えば64時間ありますと、一月に64時間を働かないと保育所に入れないというようなことになりますので、最低の48時間ということであれば、1カ月働く日にちに換算すれば短いわけですから、当然、保育所に預けられるという機会がふえるということでご

ございますので、保育の機会を最大限受け入れたいということ。また、それから町においては現在待機児童ございませんので、なるべく保育所に預けたいという機会を提供したいということで、国の定める最低基準をここで定めたというところでございます。

○議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） これで質疑を終わります。

これから、討論と採決をそれぞれ行います。

まず、議案第50号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号洞爺湖町保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号洞爺湖町保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号洞爺湖町保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第54号から議案第56号まで上程、一括説明、質疑、討論、採決

○議長（千葉 薫君） 日程第4、議案第54号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから議案第56号洞爺湖町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） 議案第54号洞爺湖町議会議員の議会報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから議案第56号洞爺湖町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についてまでを一括してご説明申し上げます。

今回の条例改正の趣旨でございますが、本年度の人事院勧告による官民格差に基づき、職員の給与水準が増額改定されることから、これに準拠し、議会議員、特別職及び教育委員会教育長の期末手当の支給割合を増額改定するものでございます。

それでは、議案説明資料によりご説明を申し上げます。

1 ページ、洞爺湖町議会議員の議会報酬及び費用弁償等に関する条例、新旧対照表でございます。

第6条の期末手当でございます。支給割合を6月支給につきましては、「100分の190」を「100分の197.5」に、12月支給につきましては、「100分の205」を「100分の212.5」に改

めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものでございます。

なお、第3項につきましては、期末手当の内払いについてのみなし規定でございます。

次に、議案第55号の洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について及び議案第56号洞爺湖町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についてでございますが、議会議員の議会報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正する条例と全く同様の内容でございますので、説明を省略させていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから、一括して質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから、討論と採決をそれぞれ行います。

まず、議案第54号洞爺湖町議会議員の議会報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号洞爺湖町議会議員の議会報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号洞爺湖町議会議員の議会報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第56号洞爺湖町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号洞爺湖町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号洞爺湖町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（千葉 薫君） 日程第5、議案第57号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） 議案第57号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

この条例改正でございますが、本年度の人事院勧告による官民格差に基づき、給与水準の改定を行うものでございまして、給料につきましては平均0.3%の引き上げ、勤勉手当については0.15カ月分の引き上げ、また、通勤手当の額を引き上げる内容となっております。

それでは、議案説明資料によりご説明を申し上げます。

4ページでございます。

第15条の通勤手当でございますが、通勤のために自動車等の使用を条例とする職員について、その自動車等の使用距離の区分に応じ、支給する通勤手当の改定でございまして、イからスまでの区分に応じた額をそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、6ページの第24条第2項の勤勉手当の総額でございますが、再任用職員以外の職員にあっては「100分の67.5」を「100分の75」に、再任用職員にあっては「100分の32.5」を「100分の35」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、附則、第29項の特定職員の勤勉手当の額の総額でございますが、55歳以上で課長職6級以上の職員の勤勉手当の支給の総額を1.5%減じる規定でございますが、勤勉手当の0.15カ月分の引き上げに伴い、勤勉手当減額対象額に乗じる率を「100分の1.0125」から「100分の1.125」に、最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に乗じる率を「100分の67.5」を「100分の75」にそれぞれ改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、68ページの別表、行政職給料の全部改正でございますが、平均で0.3%引き上げるものでございます。

最後に、67ページの附則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものでございます。

また、第3項につきましては、給料の内払いについてのみなし規定を、第4項につきましては、平成27年3月1日までの間における昇給に関する特例でございますが、平成27年4月以降に実施される地域間や世代間の配分の見直しと給与制度の総合的見直しに係る調整措置として、現行基準号俸4号俸とあるのを3号俸に改めるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

2番、小松議員。

○2番（小松 晃君） 今回の条例改正は、通勤手当と勤勉手当は多少アップされていますけれども、基本給の部分についてダウンされています。労働団体との合意の上に、今回、この条例の提案をされたのかどうなのか、確認します。

○議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

○総務課長（毛利敏夫君） まず、基本給の給料月額でございますけれども、これにつきましては0.3%増額となっております。それと、組合等につきましては、合意を達しております。以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 2番、小松議員。

○2番（小松 晃君） 基本給については0.3%増額と言っていますが、4号俸とあるのを3号俸にするということは、ダウンという理解をしたのですけれども、違いますか。

○議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

○総務課長（毛利敏夫君） 附則の第4項の関係だと思っておりますけれども、これは来年の1月1日の昇給の部分でございますが、ことしの4月から12月までにつきましては0.3%の増額というふうになっております。4項につきましては、来年の1月1日施行の部分でございます。

○議長（千葉 薫君） 2番、小松議員。

○2番（小松 晃君） それも含めて合意をしたという理解でいいのですか。

○議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

○総務課長（毛利敏夫君） 全体を含めて合意をしているということでございます。

○議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

4番、立野議員。

○4番（立野広志君） 今回の8月に出示された人事院勧告を見ますと、2014年度の国家公務員給与と一時金、期末や勤勉手当を7年ぶりに引き上げるという方向も今、出されていますが、同時に来年度から給与制度の総合的見直しを行うということもあわせて提案されているのですね。ただ、今回出示された議案を見ますと、いわゆる総合的な見直しというものがどうも見当たらないですね、そうすると今回の議案には、まだこれが提案されていないということになるのか。例えば人事院勧告に準拠して、いつか出すということになるのかどうか、その辺をお聞きしたいのと、それから若年層に配慮という意味が、なかなか言葉だけではよくわからない。

さっき給与表の1号俸から1級から7級まで、それぞれ役職ごとに級が割り当てられていますよね。その中で、例えばどこの級と申しますか、給与表の級の該当するところが特に若年層の部分になるのか、その件についてもちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

○総務課長（毛利敏夫君） 人勸の関係の給与制度の総合的見直しの関係でございます。

先ほど、町のほうから説明がありましたけれども、この後、世代間の配分の見直し、それと地域間の配分の見直し、それと職務勤務実績による給与制度の見直しというものがございます。これにつきましては、来年4月1日からの施行というふうになっておりますので、今後、来年の3月の議会で提案することと考えております。

それともう1点、若年層の給与の関係でございますけれども、例えば今回の給料表でございますけれども、1級につきましては級の号俸によって違いますけれども、2,000円からベースアップをしているところがございます。例えば、逆に6級、7級になると、最低で200円の昇給というふうな形になっておりますので、1級、2級など下の級のほうが厚く手当をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 4番、立野議員。

○4番（立野広志君） そうすると、給与制度の総合的見直しというのは、来年の3月の議会で提案すると。そこでは、多分、今後、給与表全体でも2%引き下げるという提案が3月には予定されていると、これについてはもう組合との合意済みなのですか。

○議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

○総務課長（毛利敏夫君） 来年の部分につきましては、まだ、組合とは合意は得ておりません。まだ、提案もしていない状態でございます。

○議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（千葉 薫君） 日程第6、議案第58号洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） 議案第58号洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

今回の条例改正につきましては、関係法律の題名等が改正されたことに伴う題名、文言等の整理でございます。

それでは、議案説明資料の7ページでございます。

現行条例、第2条第2項第1号中の「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項第2号中の「父」とは、父子家庭であってひとり親家庭の母に準ずるものをいうというのを、「父」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、前号のいずれかに該当する者にそれぞれ改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） これから、質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決をされました。

ここで休憩に入ります。

再開を11時10分とします。

（午前11時00分）

○議長（千葉 薫君） それでは、再開をいたします。

（午前11時10分）

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（千葉 薫君） 日程第7、議案第59号洞爺湖町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） 議案第59号洞爺湖町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

今回の改正につきましては、健康保険法施行令の改正に伴う出産育児一時金の改定でございます。

それでは、議案説明資料によりご説明を申し上げます。

8ページでございます。

第4条の出産育児一時金の額を「39万円」から「40万4,000円」と改めるものでございます。

なお、現行条例では、出産時の事故で重い脳性麻痺が生じた場合に対応する産科医療補償制度の掛金分として、上限の3万円を加算し、総額で42万円を支給しておりますが、給付規則の改正により、この加算分が1万6,000円に引き上げられますので、出産育児一時金の総額については変更はございません。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。

第1項の施行期日でございますが、この条例は、平成27年1月1日から施行するものでござ

ざいます。

次に、第2項でございますが、施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額は、なお、従前の例によると経過措置を定めたところでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありますか。

松井議員。

○3番（松井保明君） 二、三点質疑したいと思っておりますけれども、この保険の中、今回39万円から40万円ということになりましたけれども、これは今、議会で議決されるかどうか、最後わかりません。しかし、これ仮に上がらなかったとした場合、どうなのでしょうね、39万円で終わった場合に対しての財政的な負担というのは、町としてはどのぐらい見なければならぬのですか。

○議長（千葉 薫君） 松井議員、質問の点、いいですか。

遠藤総務部長。

○総務部長（遠藤秀男君） 今回の条例改正につきましては、健康保険法という法律がございます。その施行令というのがございまして、施行令の中で、現在の出産育児一時金39万円を40万4,000円に変えなさいというふうになってございますので、それに準じた形で条例を改正するというところでございますので、そういう形でご了解いただきたいと思います。

○議長（千葉 薫君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号洞爺湖町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号洞爺湖町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第60号及び議案第61号の上程、一括説明、質疑、討論、採決

○議長（千葉 薫君） 日程第8、議案第60号西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部変更について及び議案第61号西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部変更についてを一

括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） 議案第60号西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部変更についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の第7第2項の規定により、西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部を次のとおり変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の規約一部変更でございますが、西胆振介護認定審査会につきましては、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町の3町が共同して設置しております。申し合わせによりまして、審査会事務局は3年交代で担当することとなっております。平成27年度より豊浦町に執務場所を置くこととなりますので、規約の一部を変更するものでございます。

変更の内容でございますが、議案説明資料9ページの西胆振介護認定審査会共同設置規約新旧対照表によりご説明を申し上げます。

第3条の執務場所でございますが、「有珠郡壮瞥町滝之町287番地7、壮瞥町役場内」とあるのを「虻田郡豊浦町字東雲町16番地1、豊浦町総合保健福祉施設内」と変更するものでございます。

次に、第4条の委員の任命及び欠員が生じたときの各構成町長への通知に関する規定中、「壮瞥町長」とあるのを「豊浦町長」に変更するものでございます。

以下、同様に第5条の補助職員から第11条の補則までの各規定中、「壮瞥町」とあるのを「豊浦町」に、「壮瞥町長」とあるのを「豊浦町長」に、「壮瞥町議会」とあるのを「豊浦町議会」に、それぞれ変更するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案、74ページでございます。

議案第61号西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部変更についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を次のとおり変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この規約の一部変更でございますが、西胆振障害者自立支援審査会につきましても、西胆振介護認定審査会と同様に、3町で共同して設置してございまして、平成27年度より豊浦町に執務場所を置くこととなりますので、規約の一部を変更するものでございます。

変更の内容でございますが、先ほど申し上げました西胆振介護認定審査会共同設置規約の変更内容と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

附則でございますが、この規約は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから、一括して質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから、討論と採決をそれぞれ行います。

まず、議案第60号西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部変更について、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部変更について、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第62号から議案第66号まで上程、一括説明、質疑、討論、採決

○議長（千葉 薫君） 日程第9、議案第62号指定管理者の指定について（洞爺湖町営バス）

から議案第66号指定管理者の指定について（洞爺いこいの家）を一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） 議案第62号から議案第66号までの指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

初めに、議案第62号でございます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、洞爺湖町営バスでございまして、指定管理者に指定する団体は、洞爺湖町大原221番地4、有限会社洞爺運輸、代表者は、代表取締役木谷和久でございます。指定する期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

それでは、議案説明資料によりご説明を申し上げます。13ページでございます。

選定方法につきましては、洞爺湖町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定に基づき、公募によらない選定としたところでございます。

施設概要の管理運営費でございますが、310万1,000円でございます。指定管理者として指定する団体の概要、指定期間及び事業計画につきましては、説明を省略させていただきまして、14ページの収支計画でございます。収入につきましては、利用料金を町の直接収入としていることから、指定管理料を310万1,000円でございます。

次に、議案第63号でございます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、洞爺湖町歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場でございまして、指定管理者に指定する団体は、洞爺湖町洞爺湖温泉142番地、株式会社グリーンステイ洞爺湖、代表者は、常務取締役金子建でございます。指定する期間につきましては、平成27年4月1日から平成32年3月31日まででございます。

それでは、議案説明資料によりご説明を申し上げます。15ページでございます。

選定方法につきましては、指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第1項の規定に基づき、公募による選定でございます。施設概要の管理運営費でございますが、580万円でございます。指定管理者として指定する団体の概要等につきましては、先ほどと同様に省略をさせていただきまして、14ページの収支計画でございます。収入につきましては、利用料金を376万1,000円、その他の収入を1万6,000円見込みまして、指定管理料は202万3,000円でございます。

次に、議案第64号でございます。指定管理者に管理を行わせる施設は、洞爺湖森林博物館でございまして、指定管理者に指定する団体は、有珠郡壮瞥町字中島、有限会社洞爺湖汽船商事、代表者は、代表取締役朝倉英隆でございます。指定する期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日まででございます。

それでは、議案説明資料によりご説明を申し上げます。17ページでございます。

選定方法につきましては、指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第1項の規定に基づき、公募による選定でございます。施設概要の管理運営費でございますが、220万円でございます。19ページの収支計画の収入でございます。収入の利用料金を150万円と見込みま

して、指定管理料は70万円でございます。

次に、議案第65号及び議案第66号でございます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、洞爺水辺の里財田キャンプ場、洞爺いこいの家でございます。指定管理者に指定する団体は、洞爺湖町洞爺町414番地、洞爺産業株式会社、代表者は、代表取締役伝哲也でございます。指定する期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

それでは、議案説明資料によりご説明を申し上げます。20ページの洞爺水辺の里財田キャンプ場でございます。

選定方法につきましては、指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定に基づき、公募によらない選定としたものでございます。施設概要の管理運営費でございますが、1,650万円でございます。23ページの収支計画でございますが、利用料金収入を1,650万円と見込みましたので、指定管理料は発生をしないものでございます。

次に、議案説明資料24ページの洞爺いこいの家でございます。

選定方法につきましては、洞爺水辺の里財田キャンプ場と同様に、公募によらない選定でございます。施設概要の管理運営費でございますが、1,365万円でございます。27ページの収支計画でございますが、利用料金収入1,320万円、その他の収入45万円を見込みましたので、指定管理料は発生しないものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから、一括して質疑を行います。質疑ありますか。

2番、小松議員。

○2番（小松 晃君） 今回、5件の指定管理者の指定ですけれども、それぞれ公募によらない、あるいは公募によるというのがありますけれども、どのような基準で公募によらない、あるいは公募によるというふうに決定をしたのか。例えば、議案第62号などは指定管理者として指定する団体が、一般区域貨物自動車運送業なのですよ。今までは旅客自動車業に委託していたのだけれども、何で今回、貨物自動車運送業になったのか、あるいはもっと言えば、洞爺湖森林博物館これを公募にしたというのが、またこれ意味わからないのです。この指定管理者としてする団体、洞爺湖汽船商事以外は多分あり得ないと思うのですよ。だから、公募によるのと公募によらないのとが逆でないかと、だからどういう基準でそういうふうを選定したのか伺います。

○議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） 議案第62号洞爺湖町営バスの選定の理由でございます。

今、議員おっしゃるとおり、町営バスの運行に関しましては、道路運送法の許可を持っている業者、あともう一つ判断したのもとして、町営バスを運行する車両は、この運行以外に町内団体等の使用に運行しているところでございまして、そうした部分で今回、洞爺運輸に指定管理をお願いする形となっております。

○議長（千葉 薫君） 澤登観光振興課長。

○観光振興課長（澤登勝義君） 議案第64号のほうで提案させていただいております洞爺湖森林博物館の公募による選定ということでございます。

これは指定管理の部分で、以前は公募によらない形で運営しておりましたけれども、以前、議員のほうからのご指摘がありまして、なるべく一般候補を公募によるやり方をもってやるべきではないのかということから、今回、森林博物館、それから歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場につきましては、一般公募をもって実施をしたというところでございます。

○議長（千葉 薫君） 2番、小松議員。

○2番（小松 晃君） まだ答えてくれていないのですけれども、この五つの施設のうち、公募による、公募によらないというのは、どういう基準で決めたのかということを知りたいのですが、答弁がありません。

それから、先ほど、特に町営バスについては、貨物自動車業で大丈夫なのかということに対しては答弁していません。本来的には旅客自動車業に委託すべきではないのかなど、トラックに乗せて運ぶのですかと言いたくなるのですよね。

○議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） 一般旅客業でなく、一般区域貨物自動車運送事業の部分で許可した部分の理由であります。一つには、町内民間で営業している乗車のバスもあります。そちらのほうにもいろいろ話をしたところですが、運行を辞退するというところでそうした中で、また今まで洞爺運輸の部分では、町内運送というか、福祉バスの経験もございしますので、そうした中で今回選ばさせていただいております。その中では、一般区域貨物自動車運送事業、この部分でも対象となりますので、その部分で指定をさせていただいております。（発言する者あり）済みません。問題ございません。

○議長（千葉 薫君） 藤川庶務課長。

○庶務課長（藤川栄治君） 議案第65号の関係でございすけれども、いこいの家、それから財田キャンプ場につきましては、今回、指定管理につきまして公募ということで調整させていただいたところでございすけれども、11月19日の全員協議会のところでも説明させていただいたところでございすけれども、洞爺サンシャインホテルの破産管財人の任務終了後、その後、買い取りをしたいという業者の申し込みがありまして、その中でサンシャインといこいを一体的に管理したいというような話があったところでございすけれども、計画が示されないまま時間が経過してしましまして、公募による選定による要する時間がなくなったということで、今回、申しわけございませんけれども、公募によらない指定管理者の指定ということで、議案として提出させていただいたところでございす。

○議長（千葉 薫君） あと夕日ヶ丘パークゴルフ場（発言する者あり）ちょっとお待ちください。もう1点、夕日ヶ丘の件はどこが担当なのか。澤登観光振興課長、まず夕日ヶ丘、答えてください。（発言する者あり）総体でいいですか。わかりました。

八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） 指定管理者の選定方法でございます。

この条例におきましては、基本は、公募による選定を原則としてございます。特例として判断する材料、先ほど話しましたけれども、そういう特殊事情、財田のキャンプ場、いこいの家等々、特殊事情のあるものについては、公募によらないで選定できますということがございまして、その中で夕日ヶ丘パークゴルフ場と森林博物館、これについては公募による選定をして、指定期間は5年ということでございます。

一方、公募によらない選定につきましては、指定期間は3年でございますので、3年間で先ほど申し上げました洞爺いこいの家につきましては、いろいろる変更する事情も発生すると考えられますことから、公募によらない選定とさせていただきます。

なお、洞爺いこいの家と財田キャンプ場につきましては、前は効率的な経営の観点から、一つの指定管理者に指定させたところございまして、今回は施設ごとに分けて指定したというところでございます。

○議長（千葉 薫君） 小松議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

4番、立野議員。

○4番（立野広志君） 洞爺湖の森林博物館なのですが、たしか以前、ことしですよ、町の施設の運営に関する検討するための委員会が立ち上げたのかなと思ったのですが、この指定の中身見ますと、こんなことあれですけども、わずか220万円で設置目的を本当に果たし得るのかと。何か非常にお題目はいいのだけれども、金額的に、これでは足りないのではないかなという気がするのですけれども、結局、町としては施設のあり方、今後の展示の内容であるとか、建物そのものをどうするかということも含めてですけども、当然、総合的な判断をするわけですけども、とりあえずこれは5年間ですよ、公募によるということになれば。5年間はそのままの状態で行くのか、あるいはその中で改善すべきところは、町として資金を投入してやっていくのか、その辺がちょっとよく見えなくて、220万円だけで例えば資料の収集保存だとか、維持管理等々本当にできるのだろうか。今の状況見ても、いつ崩れるかわからないようなはっきり言えば建物ですよ、そういう状況の中でどういう意味合いで、これを指定するのかということをもう少し説明いただきたいのです。

○議長（千葉 薫君） 澤登観光振興課長。

○観光振興課長（澤登勝義君） 森林博物館につきましては、一昨年もある程度の改修という部分では、実施してございます。ただ、あそこの館の運営という部分と躯体の改修、展示内容等、これはご指摘のとおり、一部内容を変えた程度という部分も確かにございますけれども、根本的な部分での問題点というなのも十分認識している中で、開設を中島のところで唯一見学というか、資料的な部分で専門家の方々から見ますと、貴重な展示物の中にはあるという評価もいただいております。今後、運営等については、根本的な部分、それと一般の観光客の方々に、不便を来さない最低限の修繕等という部分は実施しておりますので、現時点では現状の中で継続してまいりたいという考え方でございます。

○議長（千葉 薫君） 4番、立野議員。

○4番（立野広志君） そうすると、管理運営費として220万円ですけれども、この予算の範囲の中でできるところをやっていただきたいと、こういうような話で指定管理をするのだというふうに受けとめていいのでしょうか、ですか。

○議長（千葉 薫君） 澤登観光振興課長。

○観光振興課長（澤登勝義君） これまで同様の形で運営をしていただくということになっております。また、ちょっとつけ加えさせていただきますと、一部、酪農学園大学のほうでの研究スペースとして提供しているところがございます。そういう中で携わっていらっしゃる方々も来られて活動しているフィールドとして中島自体、一般の方々に対する機会があれば、そういうところでの対応という部分も、酪農学園大学の調査研究されている方々の支援もいただけるという中で実施しておりますので、その点についても以前と比べると、ソフトの部分ではございますけれども、多少はよくなっているのかなという認識でおります。

○議長（千葉 薫君） 4番、立野議員。

○4番（立野広志君） 3回目で今度、別な件で聞きますが、洞爺湖町歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場の指定管理の内容をちょっと見て、あれっと思ったのですが、事業計画の中に苦情処理についてとありますよね。その中に、利用者からの要望については、対応が可能であれば、早急に実施するという表現があるのですね。こういう形で指定管理するものなのかなというふうにちょっと思うのですが、実はパークゴルフ場の利用については、いろいろと利用者のほうからもさまざま芝の管理であるとか、設備について、特に協会などからも要望が出されていたり、あるいは利用している人たちからも声が上がっているわけです。

ただ、実際のところ、その管理をしている事業者と申しますか、指定管理を受けているところにとってみれば、予算の範囲の中でということになってしまって、その苦情がなかなかきちんと対応しきれていない、処理しきれていないという状況があるのですね。こういう文書があるから、できるものはできる、できないものはできないで、それで済んでしまうのかなという気がするのですが、その上には効率的な運営という点では、運営を図るというような、言い切るような形になってはいますが、実際のところ何というか、非常に緩やかで、ちょっと指定の仕方としても甘いのではないかなという気がするのですが、その辺の対応についてはどういうふうになっているのですか。

○議長（千葉 薫君） 澤登観光振興課長。

○観光振興課長（澤登勝義君） 夕日ヶ丘パークゴルフ場の運営についてでございますけれども、いろいろな利用者からの要望等については、担当課として私どものほうに寄せられておりますし、この指定管理をしているところで対応できるものと、そうではなくある程度の予算ですとか、そういうかかるものについては随時協議をしながら、改善に向けた取り組みをしているところでございます。

ただ、大きい予算がかかるもの、それから軽微で対応できるもの等々ございますので、利用者側のほうの意見、そういう要望も十分に担当課としては改善すべく努めていっているつ

もりでもありますし、新年度に向けての対応という部分でも考えているところでございます。

○議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

11番、沼田議員。

○11番（沼田松夫君） 私は、お風呂のほうです。指定管理ではなくて、主に利用料金でやっていくと、こういうことでつくられているみたいですが、年間目標を4万3,000人に持っていきたいという目標を掲げているのですが、今現状はどのぐらいの人間が利用されているのか。私は、利用しているほうだと思うのですがけれども、そんなに1日130人ぐらいの人数なんて出るのだろうかという思いで、現状、多少の補修ならその利益の中からしていきますということを管理運営費の中で書いているのですがけれども、人間の利用がどのぐらいでやれるのかなというふうに思っておるのです。よろしくどうぞ。

○議長（千葉 薫君） 藤川庶務課長。

○庶務課長（藤川栄治君） いこいの家の利用状況につきましては、現在のところ約4万2,000人ほどの利用をいただいているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 11番、沼田議員。

○11番（沼田松夫君） そうすると、4万2,000人ですと、一人300円ぐらいしかつかないのですね、単価にすると、そういう計算でいいのでしょうか。

○議長（千葉 薫君） 質問の内容わかりますか。

○庶務課長（藤川栄治君） 済みません。もう一度お願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 沼田議員、今回数には入りませんから、もう1回お願いします。

○11番（沼田松夫君） 4万2,000人ですと、使用料の1人単価が300円ちょっとぐらいかなと。私は150円で入らせてもらうことになりましたけれども、一般の人はそんなことにはなっていないはずなので、単価的にどうなのだろうかなど。

○議長（千葉 薫君） わかりましたか。

藤川庶務課長。

○庶務課長（藤川栄治君） いこいの家の料金設定でございますけれども、今の高齢者助成とかそれを除きまして、一般の入浴につきましては今現在420円でございます。それから、小学生が140円、それと幼児が70円という料金設定になっているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 沼田議員、3回目です。

○11番（沼田松夫君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

3番、松井議員。

○3番（松井保明君） ちょっと担当者に聞きたいのですがけれども、ここに私、手持ちで事務報告を持ってきていませんから、ちょっとわからないのですがけれども、平成25年度においての事務報告の中では、いこいの風呂に入った人数というのはわかりますか、25年でいいです。

○議長（千葉 薫君） 松井議員、その数字は必要ですか、今すぐ。後日、終わってからでも

いいですか。

藤川庶務課長。

○庶務課長（藤川栄治君） 申しわけございませんでした。いこいの家につきましては、平成25年度で4万1,554人でございます。（「はい、わかりました」と発言する者あり）

○議長（千葉 薫君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） これで質問を終わります。

これから、討論と採決をそれぞれ行います。

まず、議案第62号指定管理者の指定について（洞爺湖町営バス）、これについて討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号指定管理者の指定について（洞爺湖町営バス）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号指定管理者の指定について（洞爺湖町営バス）は、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第63号指定管理者の指定について（洞爺湖町歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場）について、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号指定管理者の指定について（洞爺湖町歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号指定管理者の指定について（洞爺湖町歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号指定管理者の指定について（洞爺湖森林博物館）について、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号指定管理者の指定について（洞爺湖森林博物館）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号指定管理者の指定について（洞爺湖森林博物館）については、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第65号指定管理者の指定について（洞爺水辺の里財田キャンプ場）について、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号指定管理者の指定について（洞爺水辺の里財田キャンプ場）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号指定管理者の指定について（洞爺水辺の里財田キャンプ場）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号指定管理者の指定について（洞爺いこいの家）について、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第66号指定管理者の指定について（洞爺いこいの家）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号指定管理者の指定について（洞爺いこいの家）は、原案のとおり

可決をされました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（千葉 薫君） 日程第10、議案第67号工事委託協定の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） 議案第67号工事委託協定の変更についてでございます。

工事委託協定を次のように変更するものでございます。

虻田下水道終末処理場改築更新工事につきましては、日本下水道事業団と工事委託協定を締結してございますが、今回、日本下水道事業団より、工事入札不調による工事着工おくれに伴う工期の延長及び工事入札執行残による工事費の減額の申し出がございましたので、工期については17日間延長し、協定の日から平成27年3月27日までに、工事費につきましては1,686万円を減額し、委託の協定金額を1億7,114万円に変更する協定を締結するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

7番、篠原議員。

○7番（篠原 功君） この工事の中身、委託の中身について変更があるのかなのか、その辺の確認だけさせてもらいます。

○議長（千葉 薫君） 八反田上下水道課長。

○上下水道課長（八反田 稔君） 今のご質問でございます。工事の中身につきましては、一切変更はございません。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第67号工事委託協定の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号工事委託協定の変更については、原案のとおり可決をされました。
ここで休憩に入りたいと思います。

再開を1時とします。

（午前 11時51分）

○議長（千葉 薫君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時30分）

○議長（千葉 薫君） 開会を1時としておりましたが、30分おくれましたことを大変申しわけなく思っております。ご了解をいただきたいと思います。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（千葉 薫君） 日程第11、議案第68号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） 議案第68号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第9号）でございます。

平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ6,917万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ74億5,542万2,000円とするものでございます。

次に、第2条、債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

それでは、85ページをごらんいただきたいと思います。

第2表の債務負担行為補正は、追加でございまして、一つ目は、洞爺湖町営バス運行に係る指定管理料で、期間は平成27年度から29年度、限度額は930万3,000円でございます。

次に、洞爺湖町歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場管理運営に係る指定管理料でございまして、期間は平成27年度から平成31年度で、限度額は1,011万5,000円でございます。

次に、洞爺湖町森林博物館管理運営に係る指定管理料でございまして、期間は平成27年度から平成31年度で、限度額は350万円でございます。

次の「第3表 地方債の補正」につきましては、事項別明細書の中で説明を申し上げます。

それでは、事項別明細書の3ページ、歳入でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございます。1,797万6,000円の増額でございまして、1節心身障害者福祉費負担金につきましては、障害者自立支援給付

費等負担金と障害者自立支援給付費等負担金で、利用者の増及び報酬単価の改正などにより増額。また、障害者自立支援医療負担金につきましては、人工透析患者の増などから増額をしたものでございます。2節児童福祉費負担金でございますが、児童手当負担金で、対象児童数の増により増額、障害児施設措置費負担金では、施設の新設による利用者の増などから増額をしたものでございます。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金でございます。43万2,000円の増額でございます。4節社会福祉費補助金につきましては、年金生活者支援給付金支給に係るシステム改修費の補助確定により増額するものでございます。次に、5目土木費国庫補助金でございます。1,694万円の減額でございます。1節道路橋梁費補助金につきましては、除雪経費に対する補助確定による増額、2節都市計画費補助金では、街路事業の事業費の減により減額、3節建築指導費補助金では、耐震改修促進法に基づく大規模民間建築物の耐震診断に係る追加施設分の補助金の増額でございます。次に、6目教育費国庫補助金でございます。236万5,000円の増額でございます。虻田中学校地下タンクライニング工事及び洞爺中学校特別支援教室改修工事の補助の確定に伴い増額するものでございます。

次のページ、15款道支出金、1項道負担金でございます。1目民生費道負担金でございます。627万6,000円の増額でございます。1節社会福祉負担金につきましては民生委員推薦会の交付金を計上、2節心身障害者福祉費負担金では、国庫負担金で説明をいたしました障害者自立支援の扶助費の増に伴う道費負担分の増額、3節児童福祉負担金では、障害児施設措置費の増に伴う道費負担分の増額でございます。6節後期高齢者医療保険基盤安定負担金でございますが、後期高齢者広域連合納付金の確定により減額するものでございます。

次に、2項道補助金、2目衛生費道補助金でございます。25万4,000円の増額でございます。自殺対策緊急強化推進事業の実施に対する補助金の計上でございます。次に、4目土木費道補助金でございます。750万円の増額でございます。国庫補助金で説明いたしました耐震改修促進法に基づく大規模民間建築物の耐震診断に伴う道費負担分の増額でございます。

次に、3項委託金、1目総務費道委託金でございます。257万3,000円の増額でございます。2節統計調査費委託金につきましては、経済センサスなどの統計事務費の確定により増額、3節選挙費委託金につきましては、北海道知事・北海道議会議員選挙経費に係る委託金の計上でございます。

次に、17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金でございます。808万6,000円の増額でございます。内訳はふるさと納税800万6,000円、図書購入寄附として8万円の増額でございます。2目観光費寄附金でございます。1,424万6,000円の増額でございます。アイアンマン・ジャパン北海道大会に対する指定寄附金の増額でございます。

次のページでございます。

18款繰入金でございます。4,000万円の増額でございます。財政調整基金につきましては財源調整のための繰り入れ、観光開発基金につきましては観光情報館改修費の財源として

の繰り入れでございます。

次に、20款諸収入、3項貸付金元利収入、4目商工費貸付金元利収入でございます。339万6,000円の減額でございます。虻田商工振興協同組合の解散に伴う精算経費補填のため、減額となっているものでございます。

次に、5項雑入でございます。190万7,000円の増額ございまして、源泉徴収所得税返還金につきましては、所得税相当額の個人事業主などからの返還金を計上いたしまして、支障物件移転補償費につきましては、北海道による眺湖通整備事業に伴う歩道照明移設補償費の計上でございます。

21款町債、1項町債、2目土木債でございます。1,210万円の減額ございまして、街路事業の事業費の減により減額するものでございます。

次のページでございます。

歳出でございます。

1款議会費でございます。48万9,000円の増額ございまして、期末手当の改定に伴うものでございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。33万5,000円の増額ございまして、給料改定に伴うシステム改修費の計上でございます。次に、3目公有財産管理費でございます。331万6,000円の増額ございまして、11節需用費につきましては本庁舎などの設備修繕費を増額、25節積立金につきましては寄附金の増から基金へ積み立てるものでございます。次に、5目電子計算管理費でございます。81万7,000円の減額でございます。13節委託料につきましては、N T T柱の新設に伴う光ケーブルの移設費を計上、14節使用料及び賃借料及び18節備品購入費につきましては、執行残額を減額するものでございます。次に、6目諸費でございます。457万円の増額でございます。寄附金の増に伴うふるさと納税に対する謝礼経費を増額するものでございます。次に、7目財政会計管理費でございます。164万円の増額でございます。所得税源泉徴収漏れによる自主納付金の計上でございます。

次のページでございます。4項選挙費、2目町長選挙費でございます。521万7,000円の減額でございます。町長選挙費の執行残額を減額するものでございます。次に、4目北海道知事・北海道議会議員選挙費でございます。232万3,000円の増額ございまして、26年度分の執行経費として1節報酬から18節備品購入費まで、それぞれ計上したものでございます。

次に、5項統計調査費、1目統計調査費でございます。25万円の増額でございます。歳入で申しあげました統計事務の確定により増額するものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉管理費でございます。2万1,000円の増額ございまして、歳入で申しあげました民生委員推薦会の経費の計上でございます。次に、3目心身障害者特別対策費でございます。3,120万4,000円の増額でございます。歳入で申しあげました自立支援給付及び医療給付費の扶助費の増に伴う増額でございます。次に、4目介護保険費でございます。143万6,000円の増額でございます。人事異動及び給与改定などによる人件費に係る操出金の増額でございます。次に、5目社会福祉施設費でございます。

25万4,000円の増額でございまして、集会施設の修繕の増により増額するものでございます。次に、6目後期高齢者医療費でございまして、336万4,000円の増額でございまして、19節負担金及び交付金につきましては、療養給付費の確定による広域連合への負担金の増額、28節操出金につきましては、広域連合に対する保険基盤安定事務費の確定により減額するものでございます。

次に、2項国民年金費でございまして、歳入で申し上げましたシステム改修費の補助確定による財源補正でございまして、

次のページ、4項児童福祉費でございまして、1目児童措置費でございまして、100万円の増額でございまして、対象児童数の増による児童手当の増額でございまして、次に、2目児童特別対策費でございまして、275万円の増額でございまして、歳入で申し上げました障害児給付費の増に伴う増額でございまして、

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生管理費でございまして、56万8,000円の増額でございまして、歳入で申し上げました自殺対策緊急強化推進事業費に係る消耗品の購入経費の計上でございまして、修繕料につきましては、洞爺ふれ愛センターの設備修理費の増により増額するものでございまして、

次に、7款商工費、1項商工費、1目商工振興費でございまして、648万9,000円の減額でございまして、4節共済費から14節委託料及び賃借料につきましては、地域おこし協力隊事業費の執行残の減額、19節負担金補助及び交付金につきましては、新規開業者分としてチャレンジショップ支援事業補助金73万6,000円を増額し、また、地域おこし協力隊の家賃補助金の執行残額分を減額するものでございまして、

次のページでございまして、2項観光費、1目観光振興費でございまして、1,993万6,000円の増額でございまして、歳入で申し上げました寄附金の増から補助金及び積立金を増額するものでございまして、2目観光施設管理費でございまして、2,038万2,000円の増額でございまして、11節需用費につきましては文化センターの設備修理費などから増額、15節工事請負費につきましては、観光情報館1階部分の改修費の計上でございまして、

なお、観光情報館改修につきましては、予算説明資料に改修の内容を記載しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費でございまして、35万7,000円の増額でございまして、歳入で申し上げました歩道照明移設補償工事費の計上でございまして、

次に、3項河川費でございまして、97万2,000円の増額でございまして、大雨による第二小西川河川改修費を計上しております。

次に、4項公園及び緑化費でございまして、55万円の増額でございまして、公衆トイレ及び噴水公園の光熱水費の不足による増額でございまして、

次のページでございまして、5項都市計画費、2目街路事業費でございまして、3,977万2,000円の減額でございまして、海岸通り街路事業費の減により減額するものでございまして、

次に、6項住宅・建築費、1目建築指導管理費でございまして、1,500万円の増額でござい

ます。歳入で申し上げました耐震改修促進法に基づく、大規模民間建築物の耐震診断に伴う補助金の増額でございます。2目住宅管理費でございます。555万5,000円の増額でございます。11節需用費につきましては、施設の老朽化に伴う修繕費の増から増額しておりまして、15節工事請負費につきましては、新青葉団地の改修費などの計上でございます。

次に、10款教育費、1項教育総務費、3目諸費でございます。133万8,000円の増額でございます。18節備品購入費につきましては指定寄附による図書購入費の増額、19節負担金補助及び交付金につきましては、私立幼稚園就園奨励費の対象者の増加により増額するものでございます。

次に、3項中学校費、1目中学校管理費でございます。43万2,000円の増額でございます。施設の修繕の増により増額するものでございます。

次に、5項社会教育費、4目図書館費でございます。3万円の増額でございます。指定寄附による図書購入費の増額でございます。

11款公債費、1項公債費、1目元金でございます。134万9,000円の増額でございます。借入利率見直しに伴い増額するものでございます。次に、2目利子でございます。938万円の減額でございます。借入利率見直し及び借入見込み額の減により減額するものでございます。

次のページでございます。12款給与費、1項給与費、1目給与費でございます。1,010万円の増額でございます。昇格に伴う管理職手当の増、給与改定に伴う勤勉手当の増により増額するものでございます。

13款予備費でございますが、133万3,000円の増額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑行います。

13番、七戸議員。

○13番（七戸輝彦君） 皆さんのほうから何点かあるでしょうから、私のほうからちょっと本当に単純でわからない質問なのですが、7ページの町長選挙費の補正なのですが、町長選行われたのは春先なので、今、12月にこれが出てきたという何らかの事情があるのかなと思うのですが、その事情をお伺いしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

○総務課長（毛利敏夫君） 町長選挙費の補正でございますけれども、この選挙につきましては、本年4月のたしか12日だったと思いますけれども、執行されておりますけれども、無投票でございました。それで、その無投票に伴っての執行残ということで、本来であればもっと早く提出しなければならなかったものでございますけれども、町長選挙の無投票に伴う執行残ということでの計上でございます。

○議長（千葉 薫君） 13番、七戸議員。

○13番（七戸輝彦君） まさにそのことを聞いたわけでありまして、私は、これ出るとわ

かったときに、何でこれが12月なのだと。これは春先、4月ですか、6月でも間に合ったのではないかと、それを過ぎてもしその間の臨時会でも間にあった、臨時会と言わないですね、今ね。9月までの間のものでも間に合ったろうし、9月会議でも間に合ったのではないかなと、この執行残については、今、たまたまということといたしますか、おくれてしまったということなのでしょうけれども、明確なそこに理由がないというのが非常に残念なのです。

例えば、無投票の場合は数字のやりくりとか、道とか国から来るもののやりくりの上でここに出てくると、こういうことであれば私もある程度納得するのですけれども、もう1回伺います。これはそういうような事情ではなくて、おくれてしまったという、ただ、事務側の事情だけなのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

○総務課長（毛利敏夫君） 議員おっしゃるとおり、大変おくれてしまって大変申しわけございません。今後につきましては、適正に執行していきたいと考えております。大変申しわけございませんでした。

○議長（千葉 薫君） いいですか。

ほかに質疑ありますか。

4番、立野議員。

○4番（立野広志君） 事項別明細の9ページになりますが、衛生費で自殺対策の事業費として補正がされておりますが、国・道支出金でいけば歳入の部分で25万4,000円、そのほかに一般財源で31万4,000円ということで、そのほとんどが消耗品や備品の関係に使われると、こういうような話なのですが、当然、そのほかにも予算措置されているとは思いますが、実際にこういった予算措置をして、どういう中身で自殺予防対策というのが進められているのか。最近の町内の状況なんか、もし件数などあればそれも出していただきながら、例えばそういった問題に対してどう対処していくということで、この予算が計上されているのか、その辺のことをちょっと説明いただければなというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（千葉 薫君） 山本健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（山本 隆君） まず、自殺対策の関係の消耗品、総額56万8,000円となっておりますけれども、自殺対策に係る予算につきましては、消耗品の25万4,000円のみとなっております。下、修繕料31万4,000円につきましては、先ほど副町長のほうから説明ありましたけれども、洞爺ふれ愛センターの修繕料という形の中でとなっておりますので、自殺関連については25万4,000円という形になってございます。

自殺の件数につきましては、今、資料を持ってきてなかったのですけれども、ここ10年ぐらいいの間で洞爺湖町については、自殺者の多い町ということでなっております。その中で今回の消耗品につきましては、そういう面を考慮いたしまして、道のほうで北海道地域自殺対策緊急強化推進事業ということで、啓蒙普及のための資材といたしますか、消耗品関係を購入して啓蒙普及を図ってほしいということでの補助金でございまして、今、高校、中学校、若年世代、また、成人式等におきまして自殺対策防止のための啓蒙普及の品々を配付する。

あとは集団健診で、そういう取り組みの中でもまた啓蒙普及として、普及資材を配付したいということで考えてございます。

具体的に啓蒙品につきましては、今回、用意したいと考えております啓蒙普及品につきましては、学生を一応、対象にしている部分もございまして、シャープですとかそういったものに対しての自殺防止の啓蒙を記入した品物、あとはコンディションカードということで、自分のコンディションを記録するような形の中での品を今現在考えているところでございます。

○議長（千葉 薫君） よろしいですか。

4番、立野議員。

○4番（立野広志君） 啓蒙としていろいろパンフレットをつくったり、あるいは備品をつくってそれを配付して、何とか自殺をとどめるというか食いとめるという点では、そういう活動も必要なのだと思います。思うのだけれども、さっきちょっと当町で、ではこの二十五、六年でどのくらいの自殺者がいるのかなと、結構多いとさっき説明して、ちょっと件数が自分でよくわかっていないのですよ。そしてまた、こういうのというのはなかなか表に出てこないですよ。例えば、年齢層的に言えば若年層が多いのか、あるいは高齢者が多いのか、そういったことも含めて考えたときに、どういう対策が効果的なのかということ、独自に考えていかななくてはいけない部分があると思うのですよね。そういうことに効果的な対策を打っていく、どうしても鬱になってしまったり、そういうようなことで最終的には自殺に進んでいくという場合もあるのかもしれませんが、例えばそういうときにきちんと周りで話を聞いてあげられる態勢だとか、あるいはそういった人々を早期に発見できるようなそういう態勢をつくるか、そんなことこそ必要なのではないかなという気がするのだけれども、そういったことも当然やっていると思うのですけれども、今回、たまたまそういう啓蒙普及のための品物を、シャープペンシルとか、あるいは指当てて、健康か健康でないかというようなあれだったと思うのですけれども、そういうカードを用意するとかいうのかもしれませんが、そういったこともちゃんとした対策として取り組んでいた中での一つの予算措置というふうに見ていいのでしょうか、ちょっとその辺もう1回伺います。

○議長（千葉 薫君） 山本健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（山本 隆君） 議員おっしゃいますとおり、私どものほうでも室蘭保健所とタッグを組みまして、毎年、分析等も行いながら行っているところで、今回につきまして、こういう形の中で啓蒙普及が必要だということで道の補助金を使いながら、こういう形で啓蒙普及を図っていきたいということで考えているところでございます。

ちょっと記憶で申しわけないのですけれども、自殺者の部分につきましては、結構若年者も多いということで聞いてございます。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

11番、沼田議員。

- 11番（沼田松夫君） 私は商工費のほうですけれども、650万円近く減額になっているのですけれども、この辺の原因は何でしょうか。
- 議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。
- 産業振興課長（佐藤孝之君） これにつきましては地域おこし協力隊ということで、当初予算措置していた部分でございますが、地域おこし協力隊につきましては、1回目の募集で6名応募がありまして、それで2月に面接を行いまして、本町地区、温泉地区、洞爺地区、それぞれ1名の合計3名ということで採用する予定でございました。それが、この協力隊の最終目的というのが、洞爺湖町に定住をしていただいて、みずから起業就業を目指してもらうというようなものでございますので、そういったことがちゃんとできるのかどうかというそういった部分もあって、面接の条件というのが少し高めに設定されていた部分もあるのかなという部分もございまして、実際に2月のときには採用できなかつた、2月のときです、という部分がございます。その後、5月に再度面接を行いまして、3名の申し込みがありまして、1名の採用をしたということでございますが、それでそのときに結局、洞爺地区と温泉地区も採用できなかつたということで、執行残ということになってしまった部分でございます。
- 議長（千葉 薫君） 11番、沼田議員。
- 11番（沼田松夫君） まだ、この後のまちおこし協力隊なんかについての見通しはあるのですか。
- 議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。
- 産業振興課長（佐藤孝之君） 担当課としては、一応、今現在、1名、洞爺湖温泉地区で就業していただいている部分もございまして、それで来年度につきましては、洞爺地区と本町地区についても再度、募集をしたいということで考えてございまして、人材にもよるとは思うのですが、目的に合致したそういった募集があれば、応募があれば採用していきたいということで考えているところでございます。
- 議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。
- 2番、小松議員。
- 2番（小松 晃君） 11ページ、街路事業費で公有財産購入費、あるいは補償補填賠償金が多額の減額をしますけれども、当初、予定していた物件が契約に至らなかつたのか、あるいはそれとも当初予算で見込んでいたよりも低くおさまったのか、特に補償補填約4,000万円となると、一般住宅で言えば2軒ぐらゐの数になると思います。
- それともう一つは、建築指導管理費で耐震診断補助金1,500万円、これは補助先がどこなのかお伺いします。
- 議長（千葉 薫君） 森経済部長。
- 経済部長（森 寿浩君） まず、街路事業の関係でございますけれども、当初、本年度は補償、それから用地買収、これで9,900万円ほどの事業を考えておりました。国の事業費の内示がその6割しか来ていない、それでおおむね6,000万円ぐらゐ。当初、大きな物件を考

ておりましたけれども、額が足りなくて、ほかの小さいな物件に対象を変えたという状況でございます。補償費自体が560万円ほど、中途半端な形で残ってしまったので、それを工事費、30メートルでございますけれども、そちらに回したということでございます。

それから、耐震の関係でございますけれども、これは洞爺湖町として民間の大きな物件4件あって、26年度においてはそのうちの2件希望しておりました。27年度に2件と。政令指定都市除く全道的な物件が、170ほどあるというふうに聞いています。耐震法では、この耐震診断の報告期限というのは、来年の12月31日というふうになっていまして、27年度から始めると、間に合わない可能性があるという心配が出てきたということで、事業者からかなりそういう意見があつて、道のほうでも国と調整をして、27年度の物件を26年度に前倒しするというようなことでございます。ですから、今年度考えていた2件のほかに、洞爺湖温泉の事業所2件を27年度から26年度事業として、前倒しをして実施をしたいということでございます。

当然、今からですと、今年度は間に合わないということになりますので、恐らく3月に繰り越すという形でまたお願いをする形になるかと思えます。

○議長（千葉 薫君） 2番、小松議員。

○2番（小松 晃君） 街路事業費についてはわかりました。建築指導管理費のほうの耐震診断補助金、以前から町内に4件、物件があると伺っていました。私が聞いたかったのは、補助金をどこに補助するのですかということ、物件を持っている事業所に補助するのか、それとも別なところなのか、そこを聞いたかったのです。

○議長（千葉 薫君） 森経済部長。

○経済部長（森 寿浩君） 補助金自体は、耐震診断を実施する事業所に交付されるということでございます。全体的には国の補助金が6で分割しますと、6分の3入ります。道が6分の1、町が6分の1、事業者負担が6分の1ということでございます。

○議長（千葉 薫君） いいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第68号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算については、原案の

とおりの可決されました。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（千葉 薫君） 日程第12、議案第69号平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） 議案第69号平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回の補正でございますが、歳入につきましては、予算の組み替えでございまして、歳出のみの補正でございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

3ページ、歳入でございます。

8款繰入金でございますが、予算の組み替えでございます。

次に、次のページ、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。77万4,000円の増額でございまして、2節給与から4節共済費まで給与改定による増額、13節委託料につきましては法改正に伴うシステム改修費の計上でございます。

12款予備費でございます。77万4,000円の減額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第69号平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号平成26年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算について

ては、原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（千葉 薫君） 日程第13、議案第70号平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明求めます。

八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） 議案第70号平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ882万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億6,813万2,000円とするものでございます。

第2条の町債の補正につきましては、事項別明細書の中でご説明を申し上げます。

それでは事項別明細書、3ページでございます。

歳入。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目公共下水道費国庫補助金でございます。482万3,000円の減額でございます。下水道終末処理場長寿命化事業の事業費の減により減額するものでございます。

8款町債、1項町債、1目下水道債でございます。400万円の減額でございます。国庫支出金と同様の理由により減額するものでございます。

次のページ、歳出でございます。

1款公共下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費でございます。31万円の増額でございます。給与改定により増額するものでございます。

2項下水道建設費、1目下水道建設費でございます。876万円の減額でございます。下水道終末処理場長寿命化事業の事業費の減により減額するものでございます。

3款予備費でございます。37万3,000円の減額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第70号平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（千葉 薫君） 日程第14、議案第71号平成26年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明求めます。

八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） 議案第71号平成26年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

平成26年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,251万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,057万6,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

3ページ、歳入でございます。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金でございます。6万4,000円の増額でございまして、給与改定による増額でございます。3目総務費国庫補助金でございます。1,090万円の増額でございまして、社会福祉法人の認知症対応型デイサービス施設整備による交付金の計上でございます。

3款道支出金、2項道補助金、1目地域支援事業交付金につきましては3万2,000円。

次の4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業交付金3万7,000円の増額につきましては、給与改定による増額でございます。

次に、6款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金3万2,000円の増額につきましては、給与改定による増額でございまして、3目その他一般会計事業繰入金140万4,000円の増額につきましては、事務費繰入金の増額でございます。

次に、2項基金繰入金、1目介護保険給付費支払準備基金繰入金でございます。4万6,000円の増額でございまして、給与改定による増額でございます。

次のページ、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。1,230万4,000円の増額でございます。人事異動及び給与改定する一般管理費の件費の増による増額及び歳入で申し上げました社会福祉法人の認知症対応型デイサービス施設整備に対する補助金の計上でございます。

次に、3 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防事業費でございます。12万9,000円の増額でございます。給与改定による増額でございます。

次の2 項包括支援事業費、1 目包括的支援事業費でございます。8万2,000円円の増額でございますが、これも給与改定による増額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第71号平成26年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号平成26年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（千葉 薫君） 日程第15、議案第72号平成26年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明求めます。

八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） 議案第72号平成26年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

平成26年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、歳出のみの補正でございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

2 ページでございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。12万6,000円の増額でございます。給与改定により増額するものでございます。

4 款予備費につきましては、12万6,000円の減額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第72号平成26年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号平成26年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（千葉 薫君） 日程第16、議案第73号平成26年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明求めます。

八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） 議案第73号平成26年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成26年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ390万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,740万円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

3 ページ、歳入でございます。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目保険基盤安定繰入金でございます。296万1,000円

の減額でございまして、広域連合に対する保険基盤安定負担金の確定により減額するものでございます。次に、2目職員給与費等繰入金でございまして、16万円の増額でございまして、給与改定に伴う増額でございまして、3目その他一般会計繰入金でございまして、110万1,000円の減額でございまして、広域連合に対する事務費負担金の確定により減額するものでございます。

次に、歳出でございまして、

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございまして、16万円の増額でございまして、給与改定に伴う増額でございまして、

次に、2款後期高齢者医療連合納付金でございまして、406万2,000円の減額でございまして、広域連合に対する保険基盤安定負担金及び事務費負担金の確定により減額するものでございます。

以上でございまして、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第73号平成26年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号平成26年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（千葉 薫君） 日程第17、議案第74号平成26年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算についてを議題といたします

八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） 議案第74号平成26年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございまして、

第1条でございまして、平成26年度虻田郡洞爺湖町洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、3条予算及び4条予算の補正でございます。

それでは、補正予算に関する説明書によりご説明を申し上げます。

4ページでございます。

収益的支出でございます。1款水道事業、1項営業費用、2目配水及び給水費でございます。70万円の増額でございます。漏水修理経費の増により増額するものでございます。

4項予備費でございます。70万円の減額でございます。

次のページでございます。

資本的収入でございます。1款資本的収入、1項企業債、1目企業債でございます。1,010万円の減額でございます。本町地区硬水化対策事業費の減に伴う減額でございます。

次に、3項国庫補助金でございますが、これにつきましても同様の理由により1,190万円を減額するものでございます。

次に、資本的支出でございます。1款資本的支出、2項建設改良費、1目上水道施設増補改良工事費でございます。2,200万円の減額でございます。本町地区硬水化対策事業の執行残により減額するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありますか。

4番、立野議員。

○4番（立野広志君） ちょっと参考までにお聞きしますが、硬水化対策、24日には通水、送水、行うということなのですが、結局この対策費としてどのくらいの費用がかかったのか。それから、その中で町の負担というのはどのくらいだったか、ちょっとその辺をもう1回説明いただけませんか。

○議長（千葉 薫君） 八反田上下水道課長。

○上下水道課長（八反田 稔君） 今の硬水対策事業の費用の関係でございます。費用につきましては、補助事業費といたしましては3億68万2,800円、それから単独事業もでございます。単独事業が、まだ未発注の部分も一部ございますが、合わせまして1,864万800円、総工事費といたしましては3億1,932万3,600円でございます。

実は、今、この工事の中に入り江の送水ポンプ場を停止する工事がございます。それはまさに今、積算をして発注するところございますので、そこが未確定なところがございまして、今の数字は確定の数字ではないというふうにご理解いただきたいと思います。そのうち補助金の関係でございますが、国庫補助金につきましては工事管理料も含めまして、1億109万1,000円でございます。また、町のほうからの補助金といたしましても2億円をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

3番、松井議員。

○3番（松井保明君） ページ数は、2ページのところで、他会計からの補助金ということです。これが補正ではゼロなのですけれども、他会計からの補助2億円というのは、他会計というのはどこからを指しているのですか、今のことですか。

○議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

○税務財政課長（伊藤里志君） これにつきましては、一般会計から水道会計に対する補助でございます。

○議長（千葉 薫君） 3番、松井議員。

○3番（松井保明君） それで、大変高額な金額だと思いますけれども、2億円、これはどうなのでしょう。やっぱり毎年このぐらい入れなければ、企業会計としては維持していけないというふうになるのでしょうかね。

○議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

○税務財政課長（伊藤里志君） この2億円につきましては、硬水化対策をやるときに水道会計が、本来は起債を発行しましてやるのですけれども、やはり後年度負担が大きくなりまして、その辺、水道料金にも影響してくるという形の中で、一般会計が公共施設等整備基金に25年度に2億円を積みまして、それを26年度、財源として水道会計のほうに補助しているということでございます。

○議長（千葉 薫君） 3番、松井議員。

○3番（松井保明君） ですから、来年も2億円は必要なかということですよ。

○議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

○税務財政課長（伊藤里志君） あくまでも先ほどから申し上げているとおり、3条予算ではなくて4条予算の中で補助していますので、3条予算の中では赤字にはなっておりませんので、そういうことはありません。

○議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第74号平成26年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号平成26年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算については、原

案のとおり可決をされました。

ここで、沼田議員より発言を求められておりますので、これを許します。

11番、沼田議員。

- 11番（沼田松夫君） お時間をいただきまして申し上げますが、私の一般質問の中で、個人的なプライバシーにかかわる問題が、部分があるのではないかというご指摘を議長のほうに来て、受けているようでございますので、その部分は、あれば議長のほうで適宜削ってもらって結構です。ご迷惑かけたとすれば、おわび申し上げます。

◎散会の宣告

- 議長（千葉 薫君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

あすから3月の定例日の前日までは休会となっておりますので、ご承知おきを願います。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後2時26分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員